

社会福祉法人福山諸聖徒福祉会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福山諸聖徒福祉会(以下「この法人」という。)の定款第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)(以下「役員等」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 この法人は、職務執行の対価として、次の非常勤役員としての報酬を支給する。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 監事

(報酬の額の決定)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年額 150 万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年額 8 万円以内とする。

(報酬の支給日)

第4条 理事長の報酬は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 理事及び監事の報酬は年度末に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、貨幣をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(理事長の報酬等の額の算定方法)

第6条 理事長は非常勤として、週1日当法人に勤務及び重要な行事等に出席し、その報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当概各号に定める額とする。また、職務内容は、「理事長専決規程」に定めた業務等を遂行する。

(1) 報酬 別表第1に定める額

別表第1の支給額について、法人財務状況等を勘案し、その限度額内において支給する。なお、別表第2の報酬については、支給しない。

(2) 通勤手当については、給与規程の通勤手当により支給する。

(3) 理事長が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費(交通費、日当、宿泊費)を支給する。

(役員等の報酬等の額の算定方法)

第7条 前条以外の非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬 別表第2に定める額。

(2) 役員等が職務のために出張したときは、旅費規程に基づき旅費(交通費、日当、宿泊費)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第8条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は令和3年6月24日(評議員会の議決日)から施行する。

別表第1 理事長報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額100,000円(税込)

別表第2 非常勤役員等の報酬

(1) 理事

区 分	年 額
理事会及び評議員会への出席 法人及び施設業務のための出勤	20,000円(税込)

(2) 監事

区 分	年 額
理事会及び評議員会への出席 法人及び施設業務のための出勤	20,000円(税込)
区 分	日 額
決算時における監事監査	10,000円(税込)

以上

令和3年6月24日